

各位



環境省「地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されました！

城北信用金庫（理事長：大前孝太郎）は、環境省が実施する令和3年度「地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されました。

「ESG融資」とは、持続的な社会を実現するため、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮した融資のことです。

当金庫は「ESG融資 年間100件」※の目標を設定し、太陽光発電システムや電気自動車、高効率な空調設備など、地球温暖化防止に効果の高い設備を導入する地域事業者の皆さまを金融面からサポートすることで、SDGsの達成に貢献してまいります。

※ 本利子補給制度を活用した2021年3月末までの融資目標は10件としています。

■地域ESG融資促進利子補給事業の概要

「地域ESG融資促進利子補給事業」とは、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受けた一般社団法人環境パートナーシップ会議が、地域循環共生圏の創出に資するESG融資を行う金融機関に対して利子補給を行う事業であり、民間資金による地球温暖化対策の促進を図ることを目的としています。

同事業では、指定金融機関によるESG融資に対して、以下の要件をすべて満たしていることを条件に、最大1%（最長3年間）の利子補給が行われます。

- ① 地域循環共生圏の創出に資する、環境、社会、コーポレートガバナンスの要素を考慮して行い、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対して行う融資であり、地域循環共生圏の創出に係る計画、その他 地方公共団体が策定する条例、計画等に位置づけられる融資などのESG融資であること
- ② 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であること
- ③ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定していること

以上